○財務省告示第九十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一農業協同組合連合会の項及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二農業協同組合連合会の項の規定に基づき、所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（昭和六十年一月大蔵省告示第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、同日前に支払を受けるべき所得税法第百七十四条各号に掲げる利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益及び利益の分配に係る所得税並びに同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表埼玉県厚生農業協同組合連合会の項を削る。

○財務省告示第九十六号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）

別表国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）

別表国立研究開発法人電子航法研究所の項、国立研究開発法人農業環境技術研究所の項及び国立研究開発法人農業生物資源研究所の項を削り、同表国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）

別表自動車検査独立行政法人の項、独立行政法人航海訓練所の項、独立行政法人交通安全環境研究所の項及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削り、同表独立行政法人種苗管理センターの項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）

別表独立行政法人水産大学校の項を削り、同表独立行政法人造幣局の項の次に次のように加える。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削り、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）

○財務省告示第九十七号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表名称の項の第四欄中「第四条の五」を「第四条の六」に改め、同表国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の項の第三欄の第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同欄の第二号中「第十四条第一項第十号」を「第十四条第一項第四号、第三項第一号から第三号まで又は第四項各号」に、「直接供する建物」を「供する建物」に改め、「（専ら自己が行う当該業務の用に直接供する土地を含む。）」を削り、同表独立行政法人奄美群島振興開発基金の項の第三欄中「第五十条第一号」を「第五十二条第一号」に改める。

○財務省告示第九十八号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件（平成十二年二月大蔵省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表第一㈤の項中「第百五条の十九（準用）及び」を削る。

別表第二㈠の項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改め、同表㈡の項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

別表第三㈠の項中「㈦」を「㈥」に改め、同表㈣の項を同表㈤の項とし、同表㈤の項を同表㈥の項とし、同表㈥の項中「この表の㈣」を「この表の㈤」に、「㈦及び㈣」を「㈥及び㈤」に改め、同項を同表㈤の項とし、同表㈧の項から㈩の項までを一項ずつ繰り下げ、同表㈧の項中「㈧から㈫まで」を「㈨から㈬まで」に改め、同項を同表㈨の項とし、同表㈦の項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改め、同項を同表㈧の項とし、同表㈥の項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同項を同表㈦の項とし、同表㈤の項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同項を同表㈥の項とし、同表㈣の項中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同項を同表㈤の項とし、同表㈢の項中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に、「第四十九条第三項第一号（利用料等の受領）」を「第六十一条（準用）」において準用する地域密着型基準省令第二十四条第三項第一号」に改め、同項を同表㈣の項とし、同表㈡の項の次に次のように加える。

㈢　介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護	地域密着型基準省令第二十四条第三項第一号（利用料等の受領）（地域密着型基準省令第四十条の十六（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる送迎

○財務省告示第九十九号

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号の規定に基づき、消費税法別表第一第六号に規定する財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件（平成元年一月大蔵省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

表の第三号の上欄中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養を定める件」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に、「第二条（選定療養）各号」を「第二条各号（選定療養）」に改める。

○財務省告示第百号

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号。以下「改正令」という。）附則第三条第二項（有料老人ホーム等の施設の範囲等）に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者（以下「設置者等」という。）が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供（同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。）の対価の額（消